

(目的)

第1条 この要綱は、狛江市が管理する狛江市公共基準点（以下「公共基準点」という。）の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、測量の精度を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、公共基準点とは、測量法（昭和24年法律第188号。以下「法」という。）の規定に基づき、狛江市及び国土交通省により設置された測量標であって、次に掲げるものとする。

- (1) 1級公共基準点
- (2) 2級公共基準点
- (3) 3級公共基準点
- (4) 街区三角点
- (5) 街区多角点

(管理の主体)

第3条 公共基準点の管理保全管理者は、狛江市長とする。

(使用の申請及び承認)

第4条 公共基準点を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ狛江市公共基準点使用承認申請書（第1号様式）を、使用予定日の15日前までに市長に提出し承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請内容に支障がないと認めたときは、狛江市公共基準点使用承認書（第2号様式）により公共基準点の使用を承認するものとする。
- 3 使用を承認された者（以下「使用者」という。）は、別記第1の公共基準点使用方法に基づき、公共基準点を使用するものとする。
- 4 使用者は、屋上点については、原則として公共測量において使用する場合又は市長がやむを得ないと認める場合に限り、使用することができる。この場合において、使用者は、あらかじめ市長と協議し、その指示に従わなければならない。
- 5 使用者は、狛江市公共基準点使用承認書を常時携行し、関係人から請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。

(使用後の提出物)

第5条 使用者は、公共基準点の使用を完了したときは、狛江市公共基準点使用報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 公共基準点使用日報（第4号様式）
  - (2) 精度管理表
  - (3) 成果表
  - (4) 公共基準点網図
  - (5) その他市長が必要と認めたもの
- 2 使用者は、付近で他工事が施工中の場合には、その旨を市長に報告するものとする。
  - 3 使用者は、公共基準点に異常を認めた場合は、狛江市公共基準点異常報告書（第5号様式）により市長に報告するものとする。

(工事施工の届出)

第6条 道路の掘削及び自費工事等の工事を施工する者（以下「工事施工者」という。）が、公共基準点の付近で次に掲げる工事等を施工する場合は、あらかじめ狛江市公共基準点付近での工事施工届出書（第6号様式。以下「工事施工届出書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、公共基準点の一時撤去又は移転の承認について申請又は協議をする場合は、工事施工届出書の提出は不要とし、次条の手続によるものとする。

- (1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事
  - (2) 杭打ち及び杭抜き工事であって、その振動が公共基準点に影響を及ぼすと判断されるもの
  - (3) 公共基準点構造物近辺の舗装工事
  - (4) その他公共基準点の効用に支障をきたすと思われる工事
- 2 公共基準点付近での工事が完了したときは、工事施工者は狛江市公共基準点付近での工事完了報告書（第7号様式）を提出し、検査を受けなければならない。
  - 3 前項の検査は、別記第2の点検測量実施基準により、工事等の着手前と完了後との測量結果の対比により行うものとする。

- 4 前2項の検査の結果により、公共基準点の効用に支障があった場合は、工事施工者は市長との協議後、狛江市公共基準点復旧承認申請書（第8号様式）により申請し、狛江市公共基準点復旧承認書（第9号様式）により承認を受け、復旧しなければならない。

（一時撤去及び移転）

第7条 工事施工者は、公共基準点を一時撤去又は移転する必要が生じた場合には、あらかじめ市長に狛江市公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書（第10号様式）を提出しなければならない。この場合において、市長は、申請内容が適当と認めるときは、狛江市公共基準点（一時撤去・移転）承認書（第11号様式）により通知しなければならない。

- 2 市施工の道路工事については、工事施工者は、狛江市公共基準点（一時撤去・移転）協議書（第12号様式）を市長に提出し、協議しなければならない。
- 3 公共基準点が設置されている土地又は建物の所有者若しくは管理者（以下「所有者等」という。）は、所有者等に係る事情により公共基準点を一時撤去又は移転する必要が生じた場合には、狛江市公共基準点（一時撤去・移転）請求書（第13号様式）を、市長に提出するものとする。この場合において、市長は、当該請求があった場合は、速やかに一時撤去又は移転を行うものとする。

（機能の回復）

第8条 工事施工者が公共基準点を一時撤去、移転、滅失、損壊等したことにより、その効用に支障をきたした場合は、原則として当該公共基準点を既設と同一の構造により復旧し、測量の成果を修正するものとする。

- 2 前項において、同一の構造による設置が不可能な場合は、工事施工者は、市長と協議のうえ、構造を変更することができる。
- 3 前2項の規定は、工事施工者以外の者が、過失により公共基準点を滅失、損壊した場合について準用する。

（復旧工事の施工者）

第9条 前条第1項の公共基準点の測量標を復旧する工事（以下「復旧工事」という。）は、原則として原因者である工事施工者が行わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、市長が行うものとする。

（1）第7条第3項の土地所有者又は建物管理者からの一時撤去又は移転請求があった場合

（2）工事施工者による復旧工事が困難な場合

- 2 測量成果の修正に必要な手続は、法第36条、法第37条第3項、法第40条その他関係法令に基づき、市長が行う。
- 3 前項のための測量作業については、狛江市公共測量作業規程（平成20年9月16日承認）により原則として工事施工者が行い、測量成果は全て第三者機関の検定を受けなければならないものとする。

（復旧工事）

第10条 前条の復旧工事についての仕様及び基準は、東京都建設局発行の東京都土木工事標準仕様書及び土木工事施工管理基準によるものとする。

- 2 原則として測量標等は既設のものを再度使用することとするが、使用不可能な場合は、市長が支給する。
- 3 測点番号は、市長の指示によるものとする。
- 4 設置工事が完了したときは、工事施工者は、速やかに市長に対し狛江市公共基準点設置工事完了報告書（第14号様式）を提出し、検査を受けなければならない。
- 5 工事施工者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

（費用の負担）

第11条 公共基準点の復旧工事に要する費用（既設の公共基準点の取り壊し費用を含む。）及び公共基準点の測量作業（公共基準点の効用の確認のための測量を含む。）に要する費用は、原因者の負担とする。ただし、第7条第3項に規定する所有者等による一時撤去又は移転の請求があった場合は、市の負担とする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別記第1（第4条関係）

公共基準点使用方法

- 1 使用者は、立入る施設の管理者に計画者、作業員、作業目的、連絡先等を記した依頼文書を提出し協力を求めること。また事前に立入る施設の管理者に連絡し、立入りの承諾を得ること。
- 2 施設内への立入りは、日曜祝日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。
- 3 使用者は、使用時には狛江市公共基準点使用承認書を常時携帯すること。
- 4 使用者は、マンホールの開閉については、専用の開栓器を使用すること。蓋を閉じる際は、蓋受けの土砂を清掃し、蓋が浮かないよう確認すること。一時的に公共基準点から離れる場合は、その都度蓋を閉めること。
- 5 公共基準点本体、立入り施設に損害を与えた場合は、使用者の費用で原形復旧すること。
- 6 使用者は、公共基準点付近で他工事が施工中等の場合や、公共基準点に異常を認めた場合は、狛江市公共基準点異常報告書により市長に報告すること。
- 7 使用者は、公共基準点の使用を完了した時は、狛江市公共基準点使用報告書として、次に掲げる書類を添付し、市長に提出すること。
  - (1) 公共基準点使用日報
  - (2) 精度管理表
  - (3) 成果表
  - (4) 公共基準点網図
  - (5) その他市長が必要と認めたもの
  - (6) 公共基準点異常報告書

別記第2（第6条関係）

点検測量実施基準

1 主な使用機器

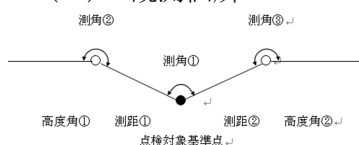
トランシット	2級	10秒読み以上
光波測距儀	±(5mm+5ppmD)以上	Dは測定距離
水準等	2級	

2 観測方法

(1) 観測回数と許容誤差

区分	観測回数	許容誤差
水平角	2対回(0°-90°)	倍角差20"以内 観測差10"以内
高度角	1対回	高度定数の較差15"以内
測距	2セット	セット内の較差20mm以内 セット間の較差20mm以内

(2) 観測箇所



3 合否の判定

以上の測量結果の数値と、点検対象とする基準点設置時の観測記簿の数値を比較し、次の許容範囲により合否を判断する。

距離	5mm以内
方向角	10"以内
高度角	20"以内

第1号様式から第14号様式まで（省略）